

第5号議案

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年2月25日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条
例の一部を改正する条例

八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例
(平成26年八王子市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係 る特例) 第3条 この条例の施行の日から起算して <u>1</u> <u>0年間</u> は、副園長又は教頭を置く幼保連携 型認定こども園についての第28条第3項 の規定の適用については、同項の表備考第 1号中「かつ、」とあるのは、「又は」と することができる。	附 則 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係 る特例) 第3条 この条例の施行の日から起算して <u>5</u> <u>年間</u> は、副園長又は教頭を置く幼保連携型 認定こども園についての第28条第3項の 規定の適用については、同項の表備考第1 号中「かつ、」とあるのは、「又は」とす ることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

